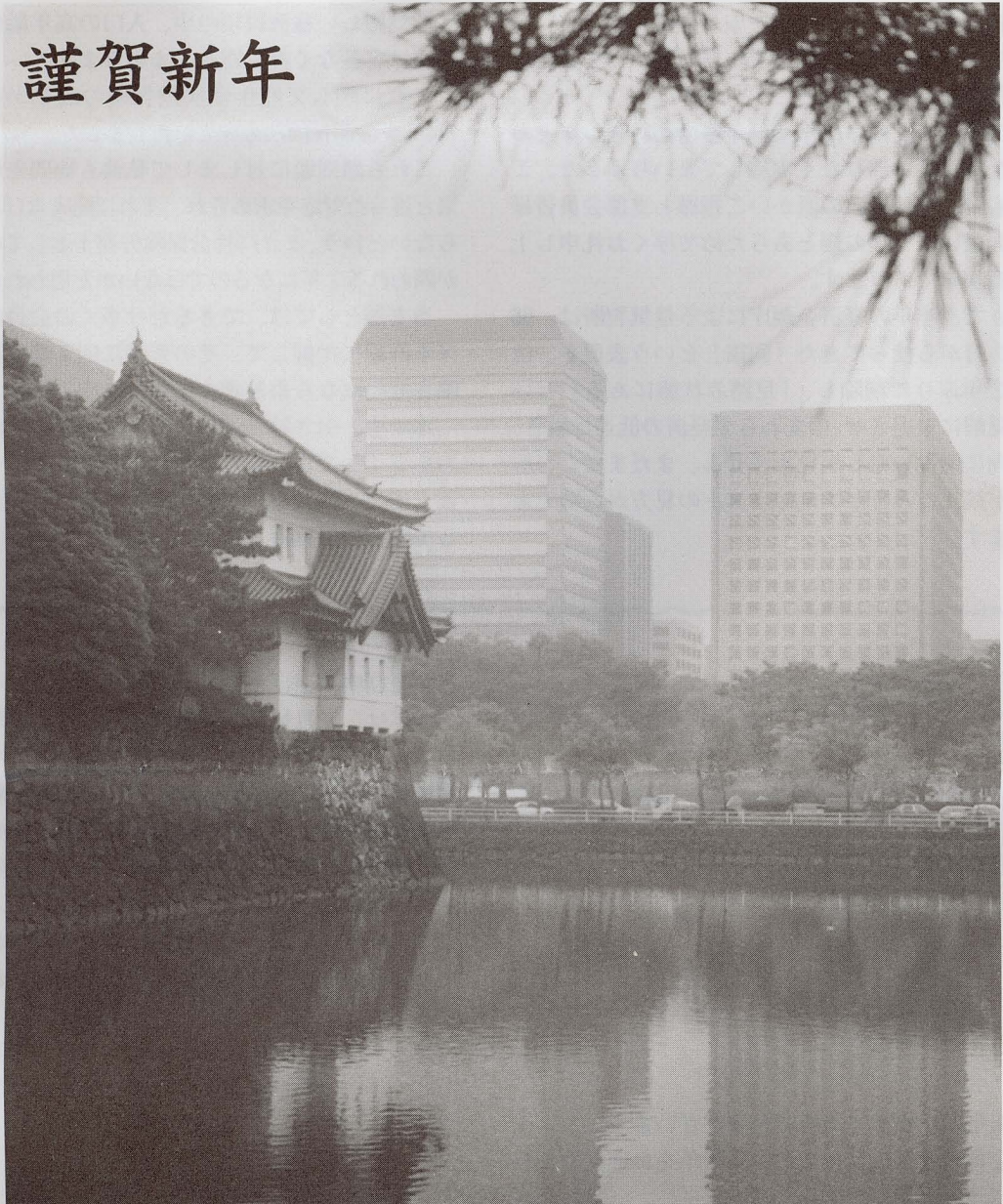


東京都社会保険労務士会 会報

千代田・中央支部

事務局 〒101 東京都千代田区神田錦町3-13-1 旺巧ビル
柏木労務管理事務所内 ☎03 (3295) 4651 発行人 柏木弘文

謹賀新年



千代田城と丸ノ内ビル街

(撮影：牧野武夫会員)



年頭のご挨拶

東京都社会保険労務士会 千代田・中央支部
支部長 **柏木 弘文**

謹んで、新年のご挨拶を申し上げます。

支部会員の皆様には、ご家族お揃いでつつがなく初春をお迎えのことと存じます。

お陰様で支部の諸事業は年度当初計画したとおり全て順調に滞りなく実施してまいりました。これも偏に関係行政の温かいご指導と支部会員皆様の力強いご支援の賜とあらためて厚くお礼申し上げる次第であります。

さて、昨年の経済企画庁による景気判断は、96年2月から使ってきた「回復」という表現を、ほぼ2年ぶりに削除し、「足踏み状態にある」という見解に後退させ、相変わらず経済の低迷は続き、一向に明るい兆しが見えません。まだまだこの形態が続くだろうとエコノミストの見方が大勢であります。

依然厳しい経済環境の中、人口の高年齢化、少子化は容赦なく押し寄せてまいります。

これに関して昨年は医療保険の改革が審議され、また介護保険法も成立いたしました。

これら諸問題に対しまして私共も顧問先から従来と違った対応を求められ、それに応えなければならないという、まさに社会保険労務士としての真価が問われる1年になるのではないかと思います。

当支部としては、できるだけ多くの会員のニーズを的確に把握して、その要請に応え諸事業に反映させねばならぬと考えております。

本年も、引き続き厳しい環境にありますが、全力を尽くしてまいりたいと存じますので、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

新春のご挨拶



第二部会 会長
浅香 博胡

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、健やかに新年をお迎えのこと

とお慶び申し上げます。

今年は、12月社会保険労務士法制定30周年を迎える節目の年であります。超高齢社会の到来する21世紀を目前にして、60歳定年制、採用・昇進等男女差別の禁止、女性の時間外労働制限撤廃や深夜労働の禁止解除、公的年金給付の雇用保険給付との調整など、来年にかけて改定が目白押しです。

このような状況下、社会的にも企業内においても社会保険労務士の役割は増しました期待されております。

つについては、社会に企業に応えようという資質の向上と、当会の組織の充実に努めていたいと思います。



新年のご挨拶

東京都社会保険労務士政治連盟 千代田中央支部
支部会長 **金網 久夫**

新年明けましておめでとうございます。皆様には健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年は東京都議会議員選挙に際し支部政連として千代田区では自民党の内田茂先生、中央区では自民党の立石晴康先生を推薦し、それぞれ当選されました。

みなさまのご支援、ご協力に対して改めて厚くお礼を申し上げます。

今年は社労士法制定30周年の年になります。世間では30年を一世代としています。社労士制度も第2世代に入りました。この時に際して連合会では、職務内容の充実、拡大や、業務制限に関する事項を中心とした第5次法改正の検討がされています。

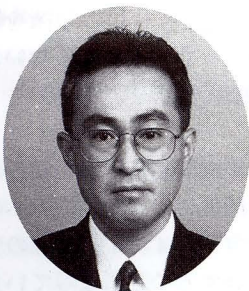
この制度をさらに発展させるため私達はさらに

自己研鑽を重ねるのは当然として、政治家の理解と協力も必要になります。今年の夏には参議院議員選挙が予定されていますが、その際は社労士制度に理解のある議員候補者を応援することになりますので、皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

支部政連は東社労政連の下、支部と一体となってこれら所期の目的達成のため全力を尽くす所存でございますので、本年も何卒よろしくお願いいたします。

皆様の本年のご多幸とご活躍をお祈りし、新年のご挨拶といたします。

年頭にあって



第一分会 会長
橋本 敬司

支部会員の皆様、明けましておめでとうございます。

旧年中は、支部活動におきまして多大なるご協

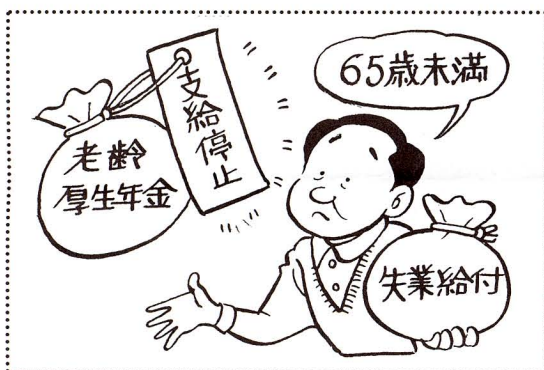
力をいただき誠にありがとうございました。

昨年後半よりの経済不安は未だ解決の糸口が見えず、我々社会保険労務士にとりましても開業、勤務を問わず厳しい事業、職場環境が当分続くであろうと推察いたします。

しかしながら、生産の三要素の中の物と金のシステムが崩壊し、事業展開をするにあたって残された財産は人だけとなってしまいました。そういう時代にあって私たちの果たすべき役割が今後増大することは明白であります。求められるものはいままでとは違うかもしれませんが、皆様の理念と情熱をもってすればこの時代の荒波を乗り越えてゆけることと思います。本年もよろしくお願いいたします。

老齢厚生年金と 雇用保険の併給調整

① 平成10年4月1日以降は併給されません。



現在、65歳未満の人に支給される特別支給の老齢厚生年金の受給者であって、さらに雇用保険の失業給付を受ける権利を認定された場合は、老齢厚生年金は減額されず両方ともその全額を受けとることができます。

しかし、平成10年4月1日以降に初めて特別支

給の老齢厚生年金を受ける権利ができる人は、失業給付を受けている間、65歳未満の老齢厚生年金は支給停止になり、受けられなくなります。

ですから、以下の人は平成10年4月1日以前に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生するため、調整の対象となりません。

- ①年齢による受給資格要件を満たし、原則として昭和13年4月1日以前に生まれた人
- ②昭和14年4月1日以前に生まれた人で、厚生年金の被保険者期間が20年以上ある女子か、35歳以降の被保険者期間が15年以上ある女子
- ③坑内員、船員として実被保険者期間が15年以上あり、昭和18年以前に生まれた人

② 不合理を是正し、働く意欲がある人を応援するために

失業給付は働き続けようという人の所得保障を目的とするものであるのに対して、老齢厚生年金は職業生活から引退しようという人の所得保障を行うためのものです。本来反対の目的をもつものが同時に給付されるのは不合理である、ということが法律改正の主な目的です。

また、60歳以後も働き続けた場合の収入と比較して、働かないで失業給付と老齢厚生年金の両方を受けたほうが収入が多くなるということや、同一期間に対して所得保障を行うことになるため、重複した給付は社会保障として過剰になることも指摘されてきました。

さらに社会的な背景として、本格的に到来する高齢社会を活力あるものにするため、高齢者の雇用の場の確保など社会経済の在り方が問われてい

るなか、年金制度もこれに対応し、人生80年時代にふさわしいものに見直していくこと、高齢化の進展に対応し年金制度を長期的に安定的なものにするため将来にわたって給付と負担の均衡を図り、将来の現役世代に過重な負担がかからないようにすることが課題となっています。

こうしたことを受け、平成6年に法改正が行われましたが、年金受給が間近になっている人への配慮や周知を図るため、今年の4月1日以降の受給権利取得者を対象に実施することになっていました。

したがって、平成10年3月31日までに老齢厚生年金を受ける権利を有する人は、引き続き両方受給できます。

③ 失業給付と老齢厚生年金との調整

失業給付と老齢厚生年金との調整は、失業認定を受けるために公共職業安定所に求職の申し込みを行った日の属する月の翌月から、①受給期間が経過（受給期間満了日の翌日）したとき、②所定給付日数（個別延長により所定給付日数が追加さ

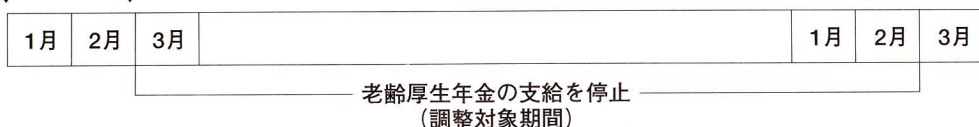
れたときは、当該日数を加えた日数）を受け終わったとき（最後の失業認定日）のいずれかです。

この期間内に、基本手当の支給対象となった日が1日もない月があった場合は、その月については特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

老齢厚生年金の
受給権発生

求職の
申し込み

基本手当の
受給期間満了



④ 高年齢雇用継続給付との調整

雇用保険法の改正により、平成7年4月11日より高年齢雇用継続給付制度が創設されました。

この制度は、60歳以上65歳未満の人に対して、賃金が60歳時に比べ85%未満に減額されたとき、これを補填するために賃金の25%を上限として給付を行う制度です。

平成10年4月1日からは、65歳未満で在職老齢年金を受けている人には在職老齢年金の調整に加えて、原則として給料の1割に相当する額が支給停止されます。



⑤ 給付の制限について

失業給付にかかる給付制限には以下のものがあります。

①職業紹介拒否、訓練受講拒否による給付制限期間

失業給付の受給権者が、公共職業安定所の紹介する職業につくこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること等を正当な理由なくして拒否した場合に、その拒否した日から1カ月間は失業給付を支給しない。

これは受給資格者が失業給付だけに依存して、怠惰に陥ることを防止し、雇用保険の第一義の目的である就職促進を図るためです。

②離職理由による給付制限期間

雇用保険の被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇された場合、または正当な理由なく自己の都合によって退職した場合に、待期間満了後、1～3カ月の間は失業給付を支給しない。

これは、自発的な失業状態は、社会的な保護の必要性が低いという点を考慮したもので、安易な離職の防止のためです。

こうした給付制限が行われる期間においては、雇用保険制度における政策目的を阻害しないよう、年金は支給停止することとしています。

（休日がつぶれた経験約8割、 つぶれた休日平均5.1日）

消費者金融のレイクは「休日とサラリーマン」をテーマに東京・大阪に勤務するサラリーマン500人を対象に、仕事あるいは会社からみの用件でこの1年に休日がつぶれた経験があるか、という調査を行った。

この調査によると、休日がつぶれた経験がある人は約80%、年代別では30～50代以上の層で80%台（30代で80.2%、40代で82.2%、50代で80.6%）という高い数字になっている。また、つぶれた休日は5.1日、およそ2カ月に1日くらいの割合になります。具体的にどのような行事なのかは、「社員旅行」40.0%、「ゴルフ」（35.1%）、「葬式」（34.0%）が上位3位となった。

こうしたことで休日がつぶれたことについて、62.8%が「仕方がない」と答え、「サラリーマンなのだから当然」の5.8%と合わせると70%近くに達した。反対に「私生活を犠牲にするのはおかしい」と答えたのはわずか7.1%だった。

（約半数が将来の健康に不安）

高齢者の健康に関する意識調査

このほど総務庁から発表された「高齢者の健康に関する意識調査結果」によると60歳以上の高齢者の約半数以上が将来、介護が必要になるとの不安を抱いていることがわかった。

この調査は全国の60歳以上の男女3千人を対象に昨年の2月末から3月初めにかけて行われた。

それによると、将来要介護になるのでは、との不安を感じている高齢者の割合は48.3%と約半数にのぼっており、その際介護を頼む相手として、「子供」68.0%、「配偶者」

54.0%をあげている。ここで特徴的なのは、「介護を頼む相手」に男性は子供より妻を、女性は夫より子供をあてにしているという点である。どちらにしても身内をあてにする割合が高い一方で「ホームヘルパー」は15.0%、「訪問看護婦」は8.0%と低いことから、介護を受ける側にとっては、やはり身内を頼りにしたいようだ。さらに、介護が必要になった場合、自宅での介護を望む人が48.0%と約半数を占めている。

（特別減税・所得税2月から）

政府・自民党は去る平成9年12月、2兆円規模の所得税および住民税の特別減税を実施することを決めた。今回の減税は所得税・住民税を支払っていれば、収入に関係なく、家族構成に応じて減税額が決まる点が特徴である。

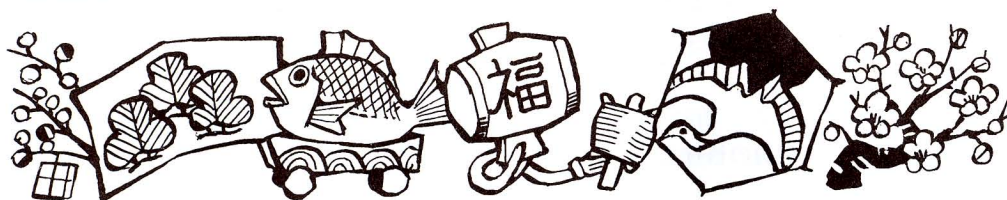
2兆円のうち、サラリーマンの場合、所得税については、2月の源泉徴収額を減額する。減額幅が2月の源泉徴収額を上回ったときは3月、4月への繰り越し、また、住民税については、6月は徴収を行わず、特別減税分を差し引いた額を7月から翌年の5月までの11カ月で均等に割り振る。このため減税の恩恵を受けるのは、サラリーマンは2月以降、事業所得者は6月以降となる。

減税額は給与や年金で所得を得ている納税者本人が所得税で1万8000円、地方税で8000円の合計2万6000円となる。

扶養親族で収入を得ていない配偶者、子供などはそれぞれ9000円（所得税）+4000円（地方税）の合計1万3000円となる。標準的な家庭（夫婦と子供2人）の場合6万5000円が減税総額となる。

また、所得税や住民税を支払っていない世帯は減税の対象外です。

新入会員を紹介します



入会年月日	氏名	地区		入会年月日	氏名	地区	
H 9.4.1	鎌井恵美子	麴町	開業	"	海老澤勇造	日本橋	勤務
"	板倉 勝定	麴町	勤務	"	松本 育子	京橋	開業
"	松本保之助	麴町	勤務	"	山本ひと美	京橋	勤務
"	安田 憲央	麴町	勤務	H 9.8.1	荻原 勉	麴町	勤務
"	山上 幸一	神田	勤務	"	染谷かおり	麴町	勤務
"	阿部 武則	神田	勤務	"	鞍田 明	麴町	勤務
"	辻村 浩一	日本橋	勤務	"	江沢 政廣	麴町	勤務
"	三浦 寛子	京橋	開業	"	久保木清三	麴町	勤務
"	齋藤 康典	京橋	勤務	"	桐生 英美	日本橋	勤務
"	荏原 淑晴	京橋	勤務	"	安中 司	京橋	勤務
"	水野 聖子	京橋	勤務	"	齋藤 裕	京橋	勤務
H 9.5.1	大儀 麗子	麴町	開業	H 9.9.1	高村 諄二	麴町	勤務
"	座間 和一	京橋	勤務	"	久重 均	麴町	勤務
H 9.6.1	味園 公一	麴町	開業	"	矢作 陽子	神田	勤務
"	東浦 裕子	麴町	勤務	"	高橋 春雄	日本橋	勤務
"	武安 健	神田	勤務	"	石山 和子	日本橋	勤務
"	石井 克彦	日本橋	勤務	H 9.10.1	芝田 幸雄	麴町	勤務
"	佐藤 彩子	京橋	勤務	"	関口 興	麴町	勤務
"	中村 宣滋	京橋	勤務	"	高橋 慎一	麴町	勤務
H 9.7.1	北 理枝	麴町	勤務	"	本田美由紀	日本橋	勤務
"	浜口 力	麴町	勤務	"	小原 政昭	日本橋	勤務
"	西山 博孝	神田	勤務				

平成9年度 労働・社会保険関係街頭相談実施

中央地区協議会（千代田・中央支部、文京支部、台東支部）主催で平成9年10月23日（木）に上記の件を実施しました。

おかげさまで大盛況でした。相談員をはじめ、当日応援いただきました会員の皆様ありがとうございました。

概要は次のとおりです。

場 所：営団地下鉄 日本橋駅

相談員：府川洋輔氏、迫田勝郎氏、牧野武夫氏、
味園公一氏

相談件数：151件

また当日は街頭相談コーナー応援者として、以下の方々にご協力いただきました。

橋本敬司氏、内藤晃氏、山崎雅也氏、吉瀬君江氏、大畑雅弘氏、段下正志氏、柏木弘文氏

平成9年度 労働・社会保険関係 街頭相談実施結果

調査内容	件数	%
厚生年金保険	81	53.6
国民年金保険	27	17.9
健康保険	9	6.0
国民健康保険	6	4.0
労働基準法	2	1.3
雇用保険	19	12.6
労災保険	1	0.7
労務管理＋その他	4＋2	4.0
合 計	151	100

各社会保険事務所主催 街頭相談協力者

麹町社会保険事務所

10/16（木）来海和彦氏 11/6（木）堀雅美氏

神田社会保険事務所

11/6（木）小室文菜氏 11/7（金）細川宏美氏

日本橋社会保険事務所

10/29（水）原田利雄氏 11/6（木）吉本伸太郎氏

京橋社会保険事務所

11/6（木）府川芳枝氏 11/7（金）藤波要子氏

以上8名の皆様ご苦勞様でした。

第3回 ゴルフコンペ

千代田・中央支部ゴルフ同好会第23回ゴルフコンペは去る11月6日（木）、千葉県野田市大利根チサンカントリークラブにて行われました。

当日は秋晴れの好天に恵まれ18名が参加され和気藹々のうちに日ごろの技量を競った結果は次のとおりです。

優 勝 赤松ハルミ氏 ネット 72.6

2 位 半沢公一氏 ネット 72.8

3 位 西村治彦氏 ネット 73.6

中央地区協議会（千代田・中央、文京、台東支部） ボウリング大会

会員の体力増強並びに懇親を目的とする第5回ボウリング大会が11月14日（金）中央区築地の「銀座松竹ボーリング場」で開催されました。48名が参加され、成績は次のとおりです。

優勝 377点 高根祐司氏（千代田・中央支部）

2 位 361点 赤松義博氏（千代田・中央支部）

3 位 333点 藤井一彰氏（文京支部）